

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「百分の九十三・五未満」を「百分の八十七・五以下」に、「百分の百十三・五未満」を「百分の百七・五以下」に改め、同条第六項第三号中「百分の四十五未満」を「百分の四十三以下」に、「百分の五十五未満」を「百分の五十二以下」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。